
令和4年度

健康診査推進計画



新潟県後期高齢者医療広域連合

(令和4年6月)

1 後期高齢者医療制度加入者（被保険者）の状況

新潟県における令和4年4月1日現在の後期高齢者医療制度加入者（被保険者）は374,784人であった。前年の被保険者と比較して3,619人増加、対前年度比101.0%である。図1のように年齢の構成割合は例年変わりなく、75歳～79歳の被保険者の割合が最も高くなっている。

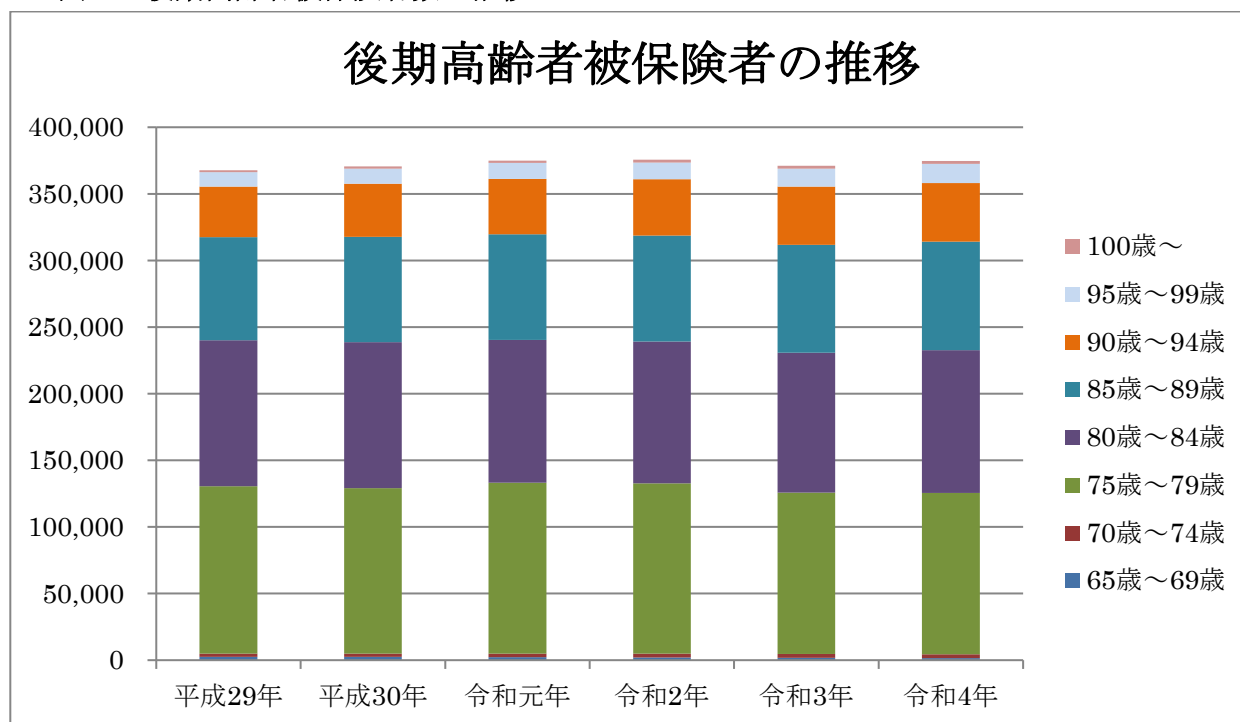
表1 後期高齢者医療制度加入者数（被保険者数）

（各年4月1日現在）

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
65歳～69歳 ※1	2,537	2,442	2,300	2,005	1,710	1,415
70歳～74歳 ※1	2,390	2,425	2,531	2,807	2,971	2,944
75歳～79歳	125,488	124,143	128,427	127,979	120,988	121,135
80歳～84歳	109,756	109,585	107,082	106,446	105,023	107,144
85歳～89歳	77,356	79,170	79,224	79,395	80,973	81,482
90歳～94歳	37,820	39,818	41,618	42,364	43,722	44,040
95歳～99歳	10,802	11,318	12,031	12,600	13,599	14,276
100歳～	1,654	1,766	1,778	1,962	2,179	2,348
合計	367,803	370,667	374,991	375,558	371,165	374,784

※1 65歳から74歳までの方で、一定の障がいがあり加入手続きをされた方

図1 後期高齢者被保険者数の推移



2 これまでの健康診査の実施状況

新潟県には30市町村があり、当広域連合の健康診査は、市町村への委託により実施している。健康診査対象者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（以下「法」という。）第50条に定める被保険者とする。なお、年度中に75歳に達する者は、75歳の誕生日から健康診査対象者となる。ただし、原則として次のいずれかに該当する者は除く。

- ① 刑事施設、労役場、その他これに準ずる施設に拘禁されている者
- ② 病院又は診療所に6月以上継続して入院している者
- ③ 法第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設（障害者支援施設・養護老人ホーム・介護保険施設等）に入所又は入居している者
- ④ 当該年度に法第20条に規定する特定健診及びこれに相当する健康診断を受診した者

よって、目標受診率及び実績は、市町村における数値を積み上げて算出している。具体的には次の計算式による。

$$(\text{受診率}) = (\text{受診者数}) \div \{ (\text{被保険者数}) - (\text{健康診査対象除外者数}) \}$$

3 現状の分析

平成30年度から令和3年度までの健診受診率の推移を見ると、令和元年度までは受診率は上昇していたが、令和2年度には21.7%まで落ち込んだ。＜表2参照＞

主な要因としては、各市町村で被保険者が受診しやすい体制づくりのための取組や未受診者への受診勧奨、効果的な啓発活動が行われ、少しずつではあるが受診率の向上につながっていたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で受診控え等が発生し、受診率が低下したと考えられる。令和3年度は令和2年度に比べ受診率が上昇したが、依然としてコロナ禍前の状況には戻っていない。

＜(7)対象者への案内方法、(8)受診しやすい体制づくりのための取組の実施等参照＞

また、平成28年度から人間ドックを受診した被保険者で、健診結果の提出及び結果を保健事業等への活用にご同意を得た者も受診者に含めて集計しているが、平成30年度は14市町村で受診者数全体に占める割合が1.3%であったものが、令和3年度では22市町村で2.8%に増加し、結果的に受診率の向上につながっている。＜表2参照＞

（参考：平成28年度は8市町村、受診者数全体に占める割合0.8%）

表2 後期高齢者健康診査受診者・受診率の推移

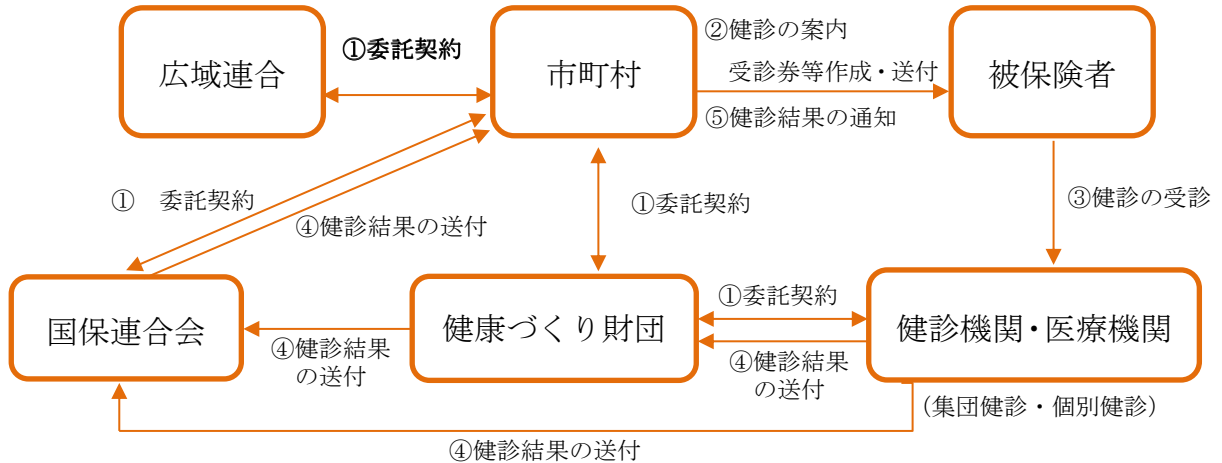
市町村名	H30						R1						R2						R3					
	被保険者数 (人) A	健診受診者 数(人) B	人間ドック 受診者数(人) B'	受診率 (%) (B+B')/A	健診除外者数 (人) C	受診率 (%) (B+B')/(A-C)	被保険者数 (人) A	健診受診者 数(人) B	人間ドック 受診者数(人) B'	受診率 (%) (B+B')/A	健診除外者数 (人) C	受診率 (%) (B+B')/(A-C)	被保険者数 (人) A	健診受診者 数(人) B	人間ドック 受診者数(人) B'	受診率 (%) (B+B')/A	健診除外者数 (人) C	受診率 (%) (B+B')/(A-C)	被保険者数 (人) A	健診受診者 数(人) B	人間ドック 受診者数(人) B'	受診率 (%) (B+B')/A	健診除外者数 (人) C	受診率 (%) (B+B')/(A-C)
新潟市	112,242	33,588	0	29.9	3,059	30.8	114,730	34,732	0	30.3	8,509	32.7	116,096	30,147	0	26.0	9,076	28.2	115,796	31,704	0	27.4	9,174	29.7
長岡市	42,619	12,859	0	30.2	3,153	32.6	43,170	13,361	0	30.9	3,337	33.5	43,209	11,235	0	26.0	3,363	28.2	42,659	11,515	0	27.0	3,343	29.3
三条市	16,005	2,034	0	12.7	2,936	15.6	16,289	2,179	0	13.4	3,201	16.6	16,313	2,289	0	14.0	3,229	17.5	16,129	2,220	249	15.3	3,182	19.1
柏崎市	14,863	1,570	0	10.6	1,041	11.4	14,923	2,489	0	16.7	1,058	18.0	14,790	2,505	0	16.9	1,023	18.2	14,513	2,740	0	18.9	1,016	20.3
新発田市	15,816	3,668	0	23.2	1,187	25.1	15,876	3,851	138	25.1	1,236	27.2	15,794	3,172	197	21.3	1,252	23.2	15,587	3,756	186	25.3	1,215	27.4
小千谷市	6,274	1,088	4	17.4	1,251	21.7	6,385	1,155	147	20.4	1,035	24.3	6,387	1,005	234	19.4	1,026	23.1	6,277	1,048	221	20.2	907	23.6
加茂市	5,084	1,117	44	22.8	458	25.1	5,119	1,157	58	23.7	457	26.1	5,134	920	43	18.8	447	20.5	5,036	999	39	20.6	471	22.7
十日町市	11,211	2,127	187	20.6	878	22.4	11,300	2,224	214	21.6	854	23.3	11,200	336	194	4.7	856	5.1	10,975	1,580	177	16.0	919	17.5
見附市	6,616	1,672	0	25.3	439	27.1	6,734	1,784	0	26.5	473	28.5	6,804	1,581	0	23.2	495	25.1	6,804	1,731	0	25.4	503	27.5
村上市	12,614	2,188	0	17.3	1,074	19.0	12,639	2,356	0	18.6	1,083	20.4	12,531	1,190	0	9.5	1,105	10.4	12,368	2,362	0	19.1	1,107	21.0
燕市	12,365	2,951	68	24.4	963	26.5	12,598	3,100	98	25.4	989	27.5	12,706	1,096	68	9.2	1,019	10.0	12,599	1,370	171	12.2	1,029	13.3
糸魚川市	9,553	1,294	135	15.0	756	16.2	9,648	1,344	135	15.3	741	16.6	9,617	1,226	106	13.9	764	15.0	9,437	1,162	91	13.3	736	14.4
妙高市	6,315	1,248	49	20.5	491	22.3	6,273	1,422	56	23.6	481	25.5	6,238	1,295	53	21.6	498	23.5	6,067	1,285	39	21.8	486	23.7
五泉市	9,210	1,531	0	16.6	772	18.1	9,215	1,500	0	16.3	774	17.8	9,213	1,317	91	15.3	777	16.7	9,118	1,285	63	14.8	793	16.2
上越市	31,747	6,388	0	20.1	2,408	21.8	32,212	6,817	0	21.2	2,440	22.9	32,297	4,580	187	14.8	2,414	16.0	31,942	4,893	167	15.8	2,379	17.1
阿賀野市	7,184	841	0	11.7	649	12.9	7,162	882	0	12.3	650	13.5	7,074	698	147	11.9	682	13.2	6,955	854	132	14.2	679	15.7
佐渡市	13,568	2,734	299	22.4	2,021	26.3	13,339	2,695	323	22.6	2,301	27.3	13,051	1,987	345	17.9	1,116	19.5	12,612	2,918	234	25.0	1,117	27.4
魚沼市	7,084	1,156	63	17.2	2,571	27.0	7,106	1,181	70	17.6	933	20.3	7,056	781	75	12.1	2,227	17.7	6,873	918	56	14.2	2,345	21.5
南魚沼市	9,669	1,936	130	21.4	745	23.2	9,656	2,198	155	24.4	740	26.4	9,593	771	159	9.7	738	10.5	9,324	1,650	125	19.0	738	20.7
胎内市	5,180	723	112	16.1	402	17.5	5,269	767	118	16.8	434	18.3	5,256	801	99	17.1	449	18.7	5,172	806	88	17.3	457	19.0
聖籠町	1,671	455	15	28.1	127	30.4	1,683	482	13	29.4	141	32.1	1,693	358	11	21.8	152	23.9	1,655	423	9	26.1	149	28.7
弥彦村	1,209	289	12	24.9	87	26.8	1,224	274	14	23.5	86	25.3	1,240	272	11	22.8	99	24.8	1,238	299	17	25.5	93	27.6
田上町	2,011	354	0	17.6	161	19.1	2,063	379	0	18.4	176	20.1	2,084	363	15	18.1	175	19.8	2,106	383	15	18.9	180	20.7
阿賀町	3,288	605	0	18.4	241	19.9	3,179	552	0	17.4	234	18.7	3,107	464	0	14.9	237	16.2	2,991	416	0	13.9	235	15.1
出雲崎町	1,101	292	0	26.5	62	28.1	1,093	293	0	26.8	73	28.7	1,076	269	0	25.0	70	26.7	1,053	287	0	27.3	72	29.3
湯沢町	1,498	457	33	32.7	82	34.6	1,532	440	36	31.1	88	33.0	1,557	278	36	20.2	78	21.2	1,552	337	30	23.6	70	24.8
津南町	2,428	612	0	25.2	506	31.8	2,386	610	0	25.6	555	33.3	2,324	510	155	28.6	533	37.1	2,282	523	132	28.7	545	37.7
刈羽村	736	206	0	28.0	10	28.4	719	316	0	43.9	11	44.6	704	230	0	32.7	12	33.2	677	203	58	38.6	10	39.1
関川村	1,389	135	17	10.9	139	12.2	1,356	141	19	11.8	133	13.1	1,307	100	21	9.3	125	10.2	1,272	109	21	10.2	118	11.3
粟島浦村	117	85	0	72.6	15	83.3	113	71	0	62.8	18	74.7	107	36	0	33.6	16	39.6	96	72	0	75.0	11	84.7
合計	370,667	86,203	1,168	23.6	28,684	25.5	374,991	90,752	1,594	24.6	33,241	27.0	375,558	71,812	2,247	19.7	34,053	21.7	371,165	79,848	2,320	22.1	34,079	24.4

令和4年度健康診査

1 健康診査の実施方法

(1) 実施体制

新潟県後期高齢者医療広域連合が主体となり、県内30市町村への業務委託により実施する。



(2) 健康診査項目

検査項目は、原則として市町村が実施する特定健診の項目に準ずる。ただし、次に掲げる健診項目以外の項目を実施した場合は、その経費は市町村の負担とする。

表3 健診検査項目

検査項目	検査内容
問診	既往歴等の調査
身体測定	身長、体重、BMI（ただし、腹囲は除く）
血圧測定	
尿検査	尿糖、尿蛋白、尿潜血
脂質検査	中性脂肪、HDL、LDL、総コレステロール
肝機能検査	AST、ALT、γ-GT
腎機能検査	血清クレアチニン
血糖検査	HbA1c、空腹時または随時血糖
貧血検査	赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値

(3) 対象者

対象者の把握は、市町村ごとに行う。

対象者は法第 50 条に定める被保険者とし、年度中に 75 歳に達する者は、75 歳の誕生日から健診対象者とする。

ただし、原則として次のいずれかに該当する者は除く。

- ① 刑事施設、労役場、その他これに準ずる施設に拘禁されている者
- ② 病院又は診療所に 6 月以上継続して入院している者
- ③ 法第 55 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する施設（障害者支援施設・養護老人ホーム・介護保険施設等）に入所又は入居している者
- ④ 当該年度に法第 20 条に規定する特定健診及びこれに相当する健康診断を受診した者

なお、除外対象者①・④については、市町村の担当部署に確認して人数の把握を行う。②・③については、KDB システムにおける帳票 11、帳票 57、帳票 49 を活用する。また、市町村独自で把握できる場合はその人数を利用する。

(4) 自己負担

無料とする。

(5) 目標

目標受診率は、市町村における数値を積み上げて算出している。次の計算式による。

$$(\text{受診率}) = (\text{受診者数}) \div \{ (\text{被保険者数}) - (\text{健康診査対象除外者数}) \}$$

表 4 健診目標・実績 ※ 2

	H30	R1	R2	R3	R4
目標 (%)	26.4	26.7	27.6	29.0	28.5
実績 (%)	25.5	27.0	21.7	24.4	

※ 2 実績値には、人間ドックを受診し結果の提出及び保健事業等への活用に同意を得た者を含んでいるが、H29 ～R2 の目標値には含んでいない。

市町村別目標受診率は次ページのとおり。

表5 市町村別 目標受診率

市町村名	R4 目標			
	被保険者数(人)	健診対象除外者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
新潟市	118,444	9,187	37,882	34.7
長岡市	42,913	3,356	13,482	34.1
三条市	16,380	3,483	2,520	19.5
柏崎市	14,503	1,017	2,900	21.5
新発田市	15,787	1,237	4,220	29.0
小千谷市	6,305	982	1,640	30.8
加茂市	5,102	454	1,047	22.5
十日町市	10,875	893	2,310	23.1
見附市	6,939	495	2,082	32.3
村上市	12,380	1,122	2,650	23.5
燕市	12,809	1,072	3,452	29.4
糸魚川市	9,339	723	1,440	16.7
妙高市	6,101	475	1,530	27.2
五泉市	9,132	829	1,405	16.9
上越市	32,339	2,428	5,960	19.9
阿賀野市	7,020	699	967	15.3
佐渡市	12,443	1,095	3,760	33.1
魚沼市	6,750	523	1,200	19.3
南魚沼市	9,261	715	2,300	26.9
胎内市	5,158	459	930	19.8
聖籠町	1,667	143	478	31.4
弥彦村	1,262	95	292	25.0
田上町	2,115	176	443	22.8
阿賀町	2,916	241	520	19.4
出雲崎町	1,033	74	267	27.8
湯沢町	1,592	76	540	35.6
津南町	2,212	464	837	47.9
刈羽村	689	13	275	40.7
関川村	1,227	109	259	23.2
粟島浦村	91	12	70	88.6
合計	374,784	32,647	97,658	28.5

(7) 対象者への案内方法

市町村それぞれの方法により案内を行う。

案内方法	実施市町村数
受診対象となる全被保険者に受診券を郵送	4
受診対象となる全被保険者の健診希望者を把握し、健診希望者に受診券等を郵送	21
その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月上旬に、健診日程等が記載された冊子を、広報紙と共に全戸配布。同時期に前年度後期高齢者健診又はがん検診を受診した人に、個別の案内はがきを送付（受診券は送付しない） ・ 75歳～80歳までは全員、81歳以上は前年度に集団検診を受診した人又は新規申込みされた人へ健診案内を送付 ・ 過去3年以内に受診歴がある人へ受診勧奨のはがきを送付 ・ 全世帯へ意向確認書を送付し、受診希望者へ受診票を送付 ・ 受診対象となる全被保険者へ申込書を送付し、健診希望者に日程及び受診票を送付 	5

(8) 受診しやすい体制づくりのための取組の実施

各市町村において、それぞれの地域事情に合わせ、実施計画を検討し、被保険者が受診しやすい体制づくりを行う。

取組一覧	実施市町村数	具体例
広報等での周知の実施	30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙、ホームページ、受診意向調査、チラシ、大型ビジョン、広報無線、地元ラジオ、SNS、地区回覧等で周知 ・ 健診カレンダーや健診説明書の配布
機会を捉えた個別通知の実施	13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者へ個人記録票を送付 ・ 前年度受診者（健診やがん検診）に個別案内通知を送付 ・ 健診予定日の1ヶ月前に案内を個別送付 ・ 後期高齢者医療制度新規加入者への被保険者証等と送付時にチラシを同封
保健推進員や老人クラブ等との連携による周知、受診勧奨	17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健推進委員等に市民の健康に関する状況などを説明し、周知依頼 ・ 健康診査調査票の配布や回収を保健推進員に依頼し、受診勧奨 ・ 運動教室等での参加者への声掛け

高齢者が集まる機会を捉えた受診勧奨等の実施	18	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブや地域のサロン、通いの場等での健康講話や健康相談で受診勧奨 ・出前講座等の健康教育の際に受診勧奨
未受診者への個別受診勧奨	8	<ul style="list-style-type: none"> ・再受診日を設定し、未受診者に対し個別通知を実施 ・一体的実施の健康状態未把握者訪問事業で受診勧奨
健診日の追加設定や休日健診等による受診機会の拡大	19	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日や日曜日、休日に開催 ・女性のみ対象の健診日を設定 ・コロナ対策として、密にならないよう健診期間の分散や少人数定員の予約検診
がん検診等との同時実施	26	<ul style="list-style-type: none"> ・肺がん、大腸がん、前立腺がん、胃がん、子宮がん、乳がん検診等と同時実施 ・胸部検診、肝炎ウイルス検診と同時実施
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・施設健診の実施 ・健康ポイント事業の中で「健診受診」項目を設けている

(9) 健診結果等を活用した保健指導

各市町村において、それぞれの地域課題を分析し、他部門と連携体制づくりを行いながら、保健指導を行う。

取組一覧	実施市町村数	具体例
健診結果を通知する際の疾病予防や健康保持増進に関する情報提供	28	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果の見方や健康増進事業、健康相談会のチラシを同封 ・喫煙者に対して、禁煙支援のためのリーフレットを同封 ・フレイル予防や相談先を記載したリーフレットを同封
健診結果等を活用した個別保健指導等（医療機関への受診勧奨含む）	27	<ul style="list-style-type: none"> ・健診後のフォローとして、毎月の健康相談や栄養相談を紹介し、個別指導を実施 ・医療受診や保健指導が必要な方へ保健師、看護師、管理栄養士による家庭訪問 ・異常値放置者への受診勧奨（通知や訪問）
健診結果等を活用した集団保健指導等（医療機関への受診勧奨含む）	17	<ul style="list-style-type: none"> ・結果説明会において集団での健診結果説明、保健指導 ・高血圧症、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病の発症及び悪化を予防するための生活習慣や食事についての講座開催 ・地区住民を対象にした（高齢者を含む）健康教室で健診結果を活用し、高血圧や糖尿病等をテーマに保健指導を実施

<p>個人の健診結果に応じて文書や電話等によりアドバイス等を実施</p>	<p>14</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健診の結果、医療受診が必要であるが未受診である人に対して通知及びリーフレットを送付 ・結果説明会欠席者に個々の所見に合わせたワンポイントアドバイスを記載し結果を返却
<p>地域の健康課題等の分析に活用</p>	<p>22</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果を分析し、健康課題を地区毎の健康教育の場や保健活動などに活用 ・データヘルス計画、一体的実施等に活用
<p>市町村介護部門と連携した取組（健診結果の共有、健診結果に応じた介護部門への情報提供等）</p>	<p>21</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果を活用し介護予防事業の対象者選定や事業評価を実施 ・介護認定の原因疾患の分析等に健診データを活用 ・健診結果を分析した資料を地域包括支援センターにも提供 ・一体的実施に向けた取組の検討、評価指標として活用
<p>健診ガイドラインによる「CKD進展予防のための判定基準及びフローチャート」に基づいた保健指導等</p>	<p>15</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・CKD・糖尿病性腎症等栄養指導事業を実施 ・かかりつけ医からの指示があった者等に対し個別栄養指導を実施
<p>健診結果やレセプトデータを活用した糖尿病性腎症等の重症化予防（上記以外）</p>	<p>18</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・糖代謝異常のある人、腎機能が低下している人へ生活の中で気を付ける点などを個別指導 ・CKD予防検診の結果を透析患者数と共に広報紙に掲載し、糖尿病が腎不全や人工透析につながることについて周知し、予防を啓発 ・対象者を抽出し、①かかりつけ医が適当と認めた人へ個別栄養指導の実施、②医師等による講演会の開催、③必要に応じ糖尿病未治療者への受診勧奨や保健指導を実施
<p>健診や医療機関の受診がなく健康状態が把握できていない者への助言及び指導</p>	<p>15</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターと連携して保健指導を実施 ・高齢者見守り訪問時に受療状況等を確認する ・昨年度健診未受診かつ医療機関未受診者（要支援、要介護認定者除く）に対し、アンケート調査を実施し、保健師等が訪問にて保健指導を実施

(10) 健康教育、健康相談等

各市町村においては、健康教育や健康相談等を行い、被保険者の健康づくりに努める。

取組一覧	実施市町村数	具体例
健康教育（喫煙、飲酒、心の健康づくりに関する取組等）	25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区や老人クラブ等地域に出向き、フレイル予防や運動、栄養、心の健康、感染症予防等の健康教育を実施
健診結果によらない健康相談等	24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康相談、栄養相談、運動相談、歯科相談等を開催し、健診結果に限らず、幅広い内容で個別対応 ・ 骨密度、物忘れチェック相談会を実施 ・ 月に1回こころの健康相談会や窓口、電話による相談等全市民を対象に実施
健康手帳の交付	20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診や結果説明会の際に健康手帳を交付
健康の啓発事業（疾病予防や健康増進等の広報、情報提供）	24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙などで生活習慣病予防、フレイル予防、認知症予防などを周知 ・ お茶の間サロンを活用し、健康の保持増進、介護予防について普及啓発や市独自の健康体操を実施
個人の努力を促すインセンティブ関係の取組	17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診や健康づくり事業に参加することでポイントを付与し、ポイントに応じて表彰や景品交換、協賛店で利用できる優待カードの付与、地場産品等の抽選会に応募できるポイントラリー等を実施
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ サロンや老人クラブのイベントに運動指導員等を派遣し、講話や体操を実施

個人情報保護

個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を遵守し、適切な対応を行う。また、受診者の利益を最大限に保証するため個人情報の保護に十分配慮しつつ、効果的かつ効率的な健診・保健指導を実施するため、収集された個人情報を有効に利用する。

健康診査の結果データ等については、新潟県国民健康保険団体連合会の特定データ管理により保管する。

市町村は、被保険者の健診に係るデータ等を適正に管理・利用する。

その他円滑な実施を確保するための事項

今後、データヘルス計画等に基づき、健康診査の実施方法、内容、実施率等について随時評価を行い、必要に応じ、実施方法、目標設定値の見直しを行う。

市町村に対し、未受診者に対する追加健診の実施や、高齢者が集まる機会での健康診査の周知・受診の働きかけなど、受診率向上のための取組を周知していく。

また、県内市町村における取組の把握に努め、適正な情報提供等を行うなど、市町村と連携し、事業の実施を行う。